◆災害時における深谷市内保育施設の臨時休園措置等に関する基準

レベ	避難情報 (市が発 令)	市民に求める行動	休園 基準	保育園等の対応		[
				開所前(登園前) 「午前6時時点で発令中」又は、 「午前6時から開園時刻までに発令」	開所中(登園後)	【参考】 防災気象情報等 (気象庁が発表)
1	_	・最新の防災気象情報等に留意するなど、災 害への心構えを高める。	開園	・保護者連絡網や避難場所、避難経路を確認する。 ・状況により、保護者へお迎えを依頼する。 ・避難準備を行う。		早期注意情報
2	_	・ハザードマップ等により、災害が想定され ている区域や避難先、避難経路を確認する。				大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報 など
	高齢者等 避難	・避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は危険な場所から避難する。 ・高齢者以外の人も、必要に応じ普段の行動を見合わせたり、いつでも避難できるよう準備をし、身の危険を感じる方は自主的に避難する。	140图	・本基準に基づき臨時休園を決定する。 ・保護者に休園の連絡をする。 ・施設入口等に休園する旨と園の緊急連 絡先を掲示する。 ・保育園等は対応状況を市に報告する。 他の避難場所へ園児を避難させる。 他の避難場所へ園児を避難させる。	・現在の状況を保護者に伝えた上で、安全を確保しつつ、速やかなお迎えを依頼する。 ・園児が在園している場合は、原則として、保護者に事前周知している避難場所へ園児を速やかに避難させる。 ただし、事前周知している避難場所が開設されていない場合は、他の避難場所へ園児を避難させる。 また、全園児を速やかに避難場所へ避難させることができない場合は、避難できるまで屋内の安全な場所へ一時的に避難する。	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報 など
4	避難指示	・危険な場所から速やかに全員避難する。 ・外出することでかえって命の危険が及ぶよ うな状況では、近くの安全な場所への避難 や、自宅内のより安全な場所に避難する。				土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 など
	緊急安全 確保	・すでに災害が発生しており、安全な避難ができない状況となっている。 ・命の危険があるため、直ちに安全確保を行う。			大雨特別警報 氾濫発生情報 など	

<留意事項>

- ①保育園等の所在地に、市から警戒レベル3以上の避難情報(高齢者等避難)が発令された場合、臨時休園となります。
- ②ただし、市から警戒レベル3以上の避難情報(高齢者等避難)が発令されていない場合でも、施設の立地状況や周辺状況により重大な被害が発生することが予見される場合や、公共交通機関の 計画運休等により保育士の配置が困難である場合、停電に伴う断水や施設の損壊等により保育施設における安全が確認できない場合などは、保育園等と市で協議の上、市が臨時休園の措置を 講ずることもあります。
- ③避難情報は、市が様々な情報をもとに総合的に判断します。このため、気象庁から大雨警報などの警戒レベル3以上に相当する防災気象情報が発表されたとしても、必ずしも市が避難情報を 発令するわけではありません。